

由布市告示第86号

令和8年第1回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

令和8年5月11日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和8年5月18日月曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

渡辺 彬君	津田 貴之君
生野 友子君	小山 和義君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	加藤 幸雄君
鷲野 弘一君	甲斐 裕一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
浏览けさ子君	佐藤 人巳君
平松恵美男君	佐藤 孝昭君

○応招しなかった議員

なし

令和8年 第1回（臨時）由 布 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和8年5月18日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和8年5月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第10号）」
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第9 議案第42号 財産の取得について
- 日程第10 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第44号 工事請負契約の変更について
- 追加日程
- 日程第1 議案第44号 「工事請負契約の変更について」の訂正の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第10号）」
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正す

る条例」

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第9 議案第42号 財産の取得について

日程第10 議案第43号 工事請負契約の締結について

日程第11 議案第44号 工事請負契約の変更について

追加日程

日程第1 議案第44号 「工事請負契約の変更について」の訂正の件について

出席議員（18名）

1 番 渡辺 彬君	2 番 津田 貴之君
3 番 生野 友子君	4 番 小山 和義君
5 番 高田 龍也君	6 番 坂本 光広君
7 番 吉村 益則君	8 番 田中 廣幸君
9 番 加藤 裕三君	10 番 加藤 幸雄君
11 番 鷺野 弘一君	12 番 甲斐 裕一君
13 番 長谷川建策君	14 番 佐藤 郁夫君
15 番 渕野けさ子君	16 番 佐藤 人己君
17 番 平松恵美男君	18 番 佐藤 孝昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 安部 正徳君	書記 中島 進君
書記 福水 雅彦君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君 副市長 …………… 古長 誠之君

教育長	橋本 洋一君	総務課長	佐藤 重喜君
財政課長	伊藤 学君	契約施設整備課長	佐藤 圭次君
総合政策課長兼地方創生推進室長			米津 康広君
税務課長	竹下 美佳君	会計管理者	田代 由理君
建設課長	衛藤 武君	商工観光課長	小俣 功君
福祉事務所長兼福祉課長			吉野真由美君
保険課長	河野 妙子君		
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 雄三君
湯布院振興局長兼地域振興課長			一野 英実君
湯布院地域整備課長	矢野 克則君		
教育次長兼教育総務課長			大塚 守君
学校教育課長	岩田 正明君		

午前10時00分開会

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。これより、令和8年第1回由布市議会臨時会を開会いたします。

なお、クールビズ期間中ですので、暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまの出席議員数は18名全員です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレット掲載の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、吉村益則議員、8番、田中廣幸議員の2名を指名をいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしまし

た。

日程第 3. 報告第 6 号

日程第 4. 報告第 7 号

日程第 5. 承認第 2 号

日程第 6. 承認第 3 号

日程第 7. 承認第 4 号

日程第 8. 承認第 5 号

日程第 9. 議案第 4 2 号

日程第 1 0. 議案第 4 3 号

日程第 1 1. 議案第 4 4 号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、本臨時会に提出されました日程第 3、報告第 6 号及び日程第 4、報告第 7 号の報告 2 件、日程第 5、承認第 2 号から日程第 8、承認第 5 号までの承認 4 件、日程第 9、議案第 4 2 号から日程第 1 1、議案第 4 4 号までの議案 3 件について一括上程をします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。臨時会を招集しましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本臨時会で審議をお願いいたします案件は、報告 2 件、承認 4 件、議案 3 件でございます。

まず、報告第 6 号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により、走行中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 7 号、専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償を地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、承認第 2 号、令和 7 年度由布市一般会計補正予算（第 1 0 号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ 3 0 3 万円を追加し、予算の総額を 2 8 2 億 7, 5 3 1 万 2, 0 0 0 円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、3 月末日までに申告納付された入湯税のうち、入湯税超過課税分について、環境・観光振興基金に積み立てるため計上したもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第3号、由布市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、主に軽自動車税種別割において、環境性能割を廃止したことによる地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市税条例の一部改正に緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第4号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、由布市税特別措置条例の一部改正に緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第5号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正が行われたことにより、国民健康保険税の賦課限度額と被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が見直されたことなどにより緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年4月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第42号、財産の取得については、由布市学校給食センターの電気式天吊りコンテナ消毒装置及びSCS用コンテナの購入となります。

4月16日に、要件設定型一般競争入札を執行した結果、株式会社中西製作所大分営業所が、消費税を含む1億4,960万円で落札し、4月21日付で仮契約を締結いたしました。この物品購入仮契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号、工事請負契約の締結については、道の駅ゆふいん物産館新築（建築主体）工事となります。

4月16日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、佐々木建設株式会社が消費税を含む2億8,210万5,120円で落札し、4月21日付で仮契約を締結いたしました。

この建設工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第44号、工事請負契約の変更については、令和7年度より実施しております由布市庄内地域若者定住住宅地造成工事において、設計変更が生じたことに伴い、4月24日付で工事請負変更仮契約を締結したことについて、この仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を

求めるものでございます。以上で、私からの説明を終わります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第6号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 重喜君） 総務課長でございます。報告第6号について詳細説明をいたします。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月18日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和8年2月26日付で専決処分を行っております。和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和8年1月31日午後2時頃、由布市湯布院町下湯平字中屋敷3024番3の市道幸野川北2号線において、甲の管理する市道上の側溝に設置されたグレーチング蓋が固定されておらず、乙の車両が通行した際に当該グレーチング蓋が跳ね上がり、当該車両の底辺に接触し、その車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を5万842円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場状況及び当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので御確認ください。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、報告第7号及び承認第2号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。報告第7号について詳細説明をいたします。

報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月18日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和8年4月15日付で専決処分を行っております。和解条件、事故概要等については、次の

ページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、令和8年3月10日午後2時30分頃、由布市湯布院町川上3635番地2のコメリハードアンドグリーン湯布院店駐車場内において、甲の車両の運転していたシルバー人材センター派遣職員が後進を行った際、後方確認を怠り、停止していた乙の車両に気づかず、甲の車両左後方部を乙の車両左前方部に追突させ、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

物件損害の和解条件につきましては、甲は乙に対し、過失100%分に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を8万4,161円と定めたものでございます。

最後のページに、当該車両の損害状況の写真を添付しております。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、承認第2号の専決処分の承認を求めることについての詳細説明をいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度由布市一般会計補正予算（第10号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月18日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。特に緊急要するため、令和8年3月31日付で専決処分を行っております。

一般会計補正予算をお願いいたします。

令和7年度由布市一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ303万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ282億7,531万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決、由布市長。

1ページから、第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

3ページからは補正予算事項別明細書となっております。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7ページ、1款7項1目の入湯税について、20款1項1目の2節基金繰入金の財政調整基金

は、本補正の収支の均衡を図るため、４８３万９，０００円を繰入れしております。入湯税につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

９ページをお願いいたします。歳出でございますが、１３款２項１目基金の区分１、基金積立事業環境・観光振興基金は、３月末日までに申告納付された入湯税のうち、入湯税超過課税分について３月補正で増額をいたしました。が、予算を上回ることであったことから、増加分を環境・観光振興基金に積み立てるため計上したもので、歳入で入湯税７８６万９，０００円を増額補正し、歳出で、そのうち超過課税分３０３万円を環境・観光振興基金に積み立てるため計上しています。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、承認第３号及び承認第４号について、詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。まず、承認第３号について詳細説明をいたします。

承認第３号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年５月１８日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。専決処分書です。

令和８年３月３１日付で専決処分を行っております。今回の市税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う改正となりますので、主な改正点について御説明いたします。

まず、軽自動車税に関係するものです。環境性能割の廃止に伴い、種別割の表記を軽自動車税へ変更するものです。

次に、固定資産税に関するものです。固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等に、法規定の新設に合わせて、令和６年能登半島地震に係る固定資産税の特例に適用を受けようとするものがすべき申告等を新たに規定するものです。

そのほかの改正につきましては、条項ずれや文言の修正等、軽微なものとなっております。新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

本条例の施行日は、いずれも令和８年４月１日からとなります。以上で、承認第３号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第４号の詳細説明をいたします。

承認第４号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月18日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。専決処分書です。令和8年3月31日付で専決処分を行っております。

今回の条例改正の内容についてですが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例で地域活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用期限を令和10年3月31日までと、2年延長するものです。新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

施行日は、令和8年4月1日からとなります。以上で、承認第4号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、承認第5号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。承認第5号につきまして詳細説明をいたします。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月18日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、令和8年4月1日付で専決処分を行いました。改正内容につきまして御説明をいたします。

国民健康保険税は、世帯ごとに、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び令和8年度から新設されました子ども・子育て支援納付金分について、それぞれ所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び子ども・子育て支援納付金分につきましては、18歳以上均等割額を追加して算出し、合算した額を課税いたします。

今回の改正で、まず基礎課税額に係る課税限度額を「66万円」から「67万円」に改定し、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円と設定しております。

次に、低所得世帯に対し、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する基準について5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる額について「30万5,000円」を「31万円」に、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる額について、「56万円」を「57万円」に改定しております。

そのほか被保険者均等割額が軽減される制度につきまして、18歳以上被保険者均等割額を軽減の対象に追加しております。

次に、18歳未満の被保険者について、子ども・子育て支援納付金分として算出された被保険者均等割額については、全額減額されることとしております。

改正いたしました条例の施行日は、令和8年4月1日とし、運用につきましては、令和8年度

以後の年度分の国民健康保険税について適用いたします。以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第４２号及び議案第４３号について詳細説明を求めます。契約施設整備課長。

○契約施設整備課長（佐藤 圭次君） 契約施設整備課長でございます。議案第４２号につきまして詳細説明をいたします。

議案第４２号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、由布市有財産条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年５月１８日提出、由布市長。

取得する財産は、電気式天吊りコンテナ消毒装置４０台、ＳＣＳ用コンテナ４０台でございます。これは由布市学校給食センターに配備していますコンテナ消毒装置及び専用コンテナの更新に伴うものになります。

取得の方法は、要件設定型一般競争入札による購入契約、取得金額は、消費税を含む１億４,９６０万円でございます。

取得の相手方は、大分県大分市下郡北３丁目１３－３２、株式会社中西製作所大分営業所です。

次のページ以降に、仮契約書、仕様書及び入札結果一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第４３号につきまして詳細説明をいたします。

議案第４３号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年５月１８日提出、由布市長。

契約の目的につきましては、道の駅ゆふいん物産館の建築主体工事となります。

契約の方法は、要件設定型一般競争入札にて行っております。

契約の金額は、消費税を含む２億８,２１０万５,１２０円でございます。

契約の相手方は、大分県豊後高田市来縄２８７０番地、佐々木建設株式会社となっております。

次のページ以降に、仮契約書及び入札結果一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第４４号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 庄内振興局長です。議案第４４号について詳細説明をいたします。

議案第44号、工事請負契約の変更について。

次のとおり請負契約を変更することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月18日提出、由布市長。

令和7年第3回由布市議会定例会で議決され実施しております由布市庄内地域若者定住住宅地造成工事において設計変更が生じたことに伴い、4月24日付で工事請負変更契約仮契約を締結したことにについて、この仮契約を本契約とするため、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容について御説明いたします。

主な変更内容といたしましては、擁壁工事において埋め戻しを予定していた建設発生土の土質が基準を満たしていないことが判明したため、良質土への入れ替え及び過疎債を最大限活用するため、令和8年度へ工事の組み替えを行う変更となっております。

変更前の請負金額2億2,825万22円、変更後の請負金額2億5,748万5,800円、2,923万5,778円の増額となっております。

工期につきまして、変更前は令和8年12月25日、変更後は令和9年2月26日となっております。詳細説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、詳細説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程され、議題となっております各議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、これより審議に入ります。

まず、報告第6号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） おはようございます。それでは、報告第6号についてお聞きしたいと思います。

先ほど詳細説明のほうを、総務課長が固定をされていなかった旨をおっしゃったと思いますが、現場写真を見る限りでは、この側溝の上に置いているグレーチングを見ると、形状が、これ縦断側溝のグレーチングだと思うんですが、横断側溝であれば、本来、ボルト締め等で固定ができるようになっていると思うんですが、そもそもこれ縦断側溝を横断側溝として使われているのであれば、固定の方法とかどのように考えているのか、それとも、はるか昔なので、縦断側溝と見え

るものが横断側溝であるという考え方なのか、そもそも縦断側溝と横断側溝の区別なく側溝として入れているのかのところをお聞かせてください。

これなぜ聞くかという、こういうことが由布市内、縦断側溝であろうと思われるものを横断側溝として利用されているところを、よく目撃しますので、そういうところを是正しないと、こういうような事故等は今後とも起きると思いますので、その点をお知らせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院地域整備課長。

○湯布院地域整備課長（矢野 克則君） 湯布院地域整備課長です。お答えします。

写真のとおり議員の御指摘のとおり、この側溝につきましては、上からかぶせるU型側溝です。今現在は落ち蓋式U型側溝といいまして、蓋がしっかりと側溝の中にはめて跳ね上がらない構造の側溝を使っております。現地につきましては、この側溝は昭和の時代に敷設されまして、このような形状をしております。現在このような形状の施工はございませんので、この側溝全体を今の形状に合わせて工事をしますと高額になりますので、私どもとしましては、現在の側溝を修繕いたしまして蓋が跳ね上がらないような対策をして安全管理に努めていこうと考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 丁寧な説明、ありがとうございます。こういうような状況が、その他、多々ほかにもあると思いますので、そのような対策をぜひ早めに行っていただきたいと思いますので、要望しておきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、報告第7号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第10号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） こういった法令が変わると、金額が変わってくると、いつからしたのかとか、今後どうなるのかとかいうようなことが問題になると思うんですが、昨今の報道等を見ますと、取り過ぎていたとか、または逆の場合もあるような報道もあります。そういったことの対策と言いますか、そういうことが的確に行われているのかどうか、その辺のところを教え

ていただけますでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） お答えいたします。

課税の分につきましては、毎年6月に本算定を行っております。国保につきましては、それぞれ市町村で保険税率が決まっておりますので、由布市もその税率に従いまして本算定を行っております。

算定につきましては、基本的にはシステムのほうで算出するような形になっております。通知書を発送した後は、お問合せ等をたくさんいただいております。その中で、基本的には税率どおり算定されているというふうに、こちらとしては思っているんですけども、何かしら御質問等があれば、均等割と世帯割というのは、もう定額ですのもう決まっておりますので、その所得割等につきまして、多くお問合せをいただいております。その方の前年度所得等を確認をいたしまして、丁寧に御説明をさせていただいております。

基本的には、こちらのほうで何かしら算定の前に疑義等があれば、こちらのほうで確認をして本算定には間違いのないようにしております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） 市民に対しては丁寧な説明というのは求められていることだと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

執行部に対しましては、やはり二重、三重のチェック、そういったことが必要だと思いますので、その辺のところもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認をされました。

次に、議案第42号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） すみません、道の駅の件なんですけど、これ近年、物価高騰等が叫ばれているところと、また資材が手に入らないという話が出てきておりますが、これ工期のほうは、そういうの見越した工期になっているのかということと、設計金額のほうも、そういう見越した金額になっているのか、またスライド条項等が、これは適用されるのかということもお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

まず、設計に関しましては、現在の単価のほうで積算をさせていただいております。あと資材のほうが入るか入らないかというのは、議員御指摘のとおり、中東情勢の関係を鑑みますと、非常に不透明な部分がございますけれども、業者と顔合せのときに確認させていただいたところを、現在、業者として善処するという形で資材の確保に努めるという答えをいただいております。

あと工期の関係ですけれども、工期につきましても、来年の2月26日を設定しておりまして、その絡みで入札をしていただいております。そのことで業者とも打合せして、工期のほうを守るように、お互い話しているところではございますけれども、現状、不透明な部分が、国際情勢を考えますと出てきますので、そういった不測の事態が生じた場合は、その都度、適宜迅速に対応してまいりたいと思っております。

また、物価スライドにつきましても、約款上、契約書に入っておりますので、そういった状況があれば、受注者からの請求で一定の条件を満たせば、こちらとしても約款に基づいて対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） たしか、これ国庫が入っている予算だったと思うんですが、今、柔軟に対応していきたいという形だったんですが、これ国のほうとの協議は、しっかりとそのような話ができるような体制が取れているということよろしいでしょうか。急に、な

かなか材料が入らないよねってなったときに、由布市のほうは、すぐ分かったよという話ができるかもしれませんが、国との連携をする場合には、国のほうにも事前に話をしないといけないよねというところもありますし、その点はどうなっているのかというところと、仮に増額と工期の延長が起きた場合、それはスムーズに、今言われているように、国のほうに市のほうがこういうような案件になりましたので延ばしてください、増額してくださいってなったときには市の手出し等はなく、国の予算等でやっていただけるという形でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

工期のほう、先ほど申しましたとおり中東情勢の関係で不透明な部分ございます。議員御指摘のとおり、いろいろな状況が、これから発生するとも考えられます。そうした場合に、私が申しましたとおり、適宜迅速に対応してまいるという答弁をいたしましたので、そういったことも、生じた場合は、関係機関として、大分県庁を通じまして、国のほうに申入れはさせていただきたいと思っております。その結果、増額、工期の変更等もあれば、その対応をさせてもらいたいと思います。

ただし、補助金の関係につきましては、今の段階で、市で単独で増やしていただけるとかいうような回答は、国からの回答を相談したところで得る形になると思いますので、今現在で、そのときの状況で手出しが変わるかといった回答は、今のところ難しいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 質問したことで、何か質問で返ってきたような感じがしたんですが。スライド条項を設定している段階で、それが、市が持つのか国が持つのかという、そういうところが話し合われていると思ったんですけども、それを今からまた話するってなると、契約を結ぼうとしている中で、それは話がおかしいんじゃないのかなと思うんですけども。

契約を結んでいるのであれば、もうそういうところも話ができているんだろうと思ったのでお聞きしたんですよね。それが無いのであれば、スライド条項というところが、誰が負担するかというところも、しっかり国と市と話合いができているものだと思ってたんですけども、それを聞いてるんですけども、お答えできないんですかね。それができないのであれば、契約にスライド条項とか物価スライドの部分の部分を載せるのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

現在は、計画書という申請書を国に出します。その段階で交付決定をいただいている状況でござ

ざいます。その中で、交付決定をいただいて、今回の設計額に基づいて入札をして、仮契約を本契約にさせていただくことで議案を上程させていただいております。

そうした中で、今後、不測の事態で物価スライド等のことで状況が変わるときは、その中で、市と業者と話して、その状況を、また県、国に通じて話して、交付金等の変更があれば、そこでお話をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 契約施設整備課長。

○契約施設整備課長（佐藤 圭次君） 契約施設整備課長でございます。

ただいま高田議員のほうから御質問になっておりますスライド条項の部分、こちらの部分につきましては、由布市の工事の請負契約約款、これの25条に基づいた物価等の高騰の内容となっております。

なお、この約款につきましては、国のほう、中央のほうで、ある程度のこの約款の条項の整備をされたものが、大分県を通じて、それで各自治体のほうに情報として流れてきます。そして、その内容の中に、既に中央のほうで定められた標準的な約款というものの中に、この物価高騰の部分がございしますので、湯布院の道の駅の今回の物産館の問題だけでなく、由布市のほうが全ての業者さんと契約する場合には、もう初めから、この第2条の物価高騰の部分に対応するということは約款でうたっておりますので、約款の部分につきましては、そういう説明となります。御理解いただければと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はございませんか。坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 約款についてスライド条項があるんですけど、それに対して、国が持つのか、市が持たんといかんのかというのは定められていないということなんですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

今の計画で、補助率に沿って国の補助金頂いています。これがスライド条項で増額になった場合、その工種の内容とかそういったものによって国の補助対象になるかならないか、そういうのが審査されると思います。

また、国のほうも予算が決まっておりますので、それを、また補正とかで追加されるかどうかというのは、ちょっと不透明な点がありますので、今ここで、その増額分が、ちゃんと今の基準どおりに補助金が出るのか来ないのかというのは、今の時点では、ちょっと不透明な段階でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、工事請負契約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） たびたびすみません。庄内振興局長、お聞きいたします。これ良質な発生土じゃなかったということで、埋め戻し土として新たなものを持ってきたということなんですが、この掘削、床掘等で発生した発生土は、この現場内で利用しているんですか。それとも、またどこかに搬出されたんでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

処分土砂として4,200立方メートルのほうを処分土砂として設計のほうをしております。今回、購入土砂として3,800立方メートルのほうを購入する予定としております。以上でございます。

〔発言する者あり〕

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 今後、処分していくような形となります。失礼いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 分かりました。なかなか工事現場で土がいいものが出たり出なかったりって、よく分かりますので、工事内容としては、よくあるんですけども、すみません、今資料で頂いて、建設工事請負変更仮契約書を見ていただきたいんですが、これの変更契約事項の2番で、建設発生土の搬出先と設計図書のとおりを抹消されておりますが、今言われていますように、今後、出す、処分するという形であれば、ここでは、あれじゃないですかね、ここは発生土として記載内容が原案、現契約と変わってきますので、これは抹消せずに残しておかないといけない話じゃないのかなと思うんですけど、いいんですかね、これ。変更契約書の書き方が、ちょっと違うんじゃないですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） お答えいたします。

一応、この変更仮契約を行うに当たって、契約担当課等も含めて、変更仮契約のほうをしたところではあるんですけども、すみません、私のほうが勉強不足でして、今ここでちょっとすぐお答えすることができませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） すみません、これ３回目なんで、後ほどって言うと、これをもとに今、臨時議会を開いてしようとしていますので、それはちょっといかなものかなと思いますし、これ、変更契約の備考欄を見ていただきたいんですが、原契約の記載内容に変更がある場合には残す、使用するって書いているんですね。であれば、発生土をそのまま埋め戻し土として使いますよと、再資源利用計画書等で利用率をここに書いて契約を結ぶんですね。そこで発生土が再利用しないってなると記載が変わってくるという形になりますので、そうであれば、ここは抹消しちゃいけなかったんじゃないのかなと思うんですね。

これを何で言うかと言いますと、大分県の盛土造成規制法とか再資源処理再生利用促進法とか、そういうもので、しっかりと書類を一式出すんですね、建設業者さんっていうのは。その変更があるのであれば、この仮契約のときも、しっかりとここを抹消しないということでやっているってお話を聞いたことがありますので、現に私もやってきました。なので、ここは抹消したものが、ここに出てくるっていうことが、今議会で今から採決をとるに当たる、いいものかっていうところも、ちょっと疑問になってくるんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員、３回目の質問が、もしあれば、今言っとってください。

○議員（５番 高田 龍也君） これ、すみません、回答を持たないと、なかなか言えないことがあるかなと思うんですが、４回言えませんか。

○議長（佐藤 孝昭君） 分かりました。では、２回目の質問の返答がございましたら、執行部。契約施設整備課長。

○契約施設整備課長（佐藤 圭次君） 契約施設整備課長でございます。

大変申し訳ございません。ちょっと当初の契約書、それから、当初の搬出先の指定の状況を、ちょっと確認をさせていただければなというふうに思っております。高田議員の御指摘をいただいている部分で、ここの部分の書き方とすれば、搬出先が変わればということになっておりますので、量というよりも搬出先の部分の記述の部分でございますので、ちょっとその確認をさせていただかないと、ちょっと答えがすぐにできないかなというふうに思っております。すみません。

○議員（５番 高田 龍也君） 搬出先と搬出量の変更が必要なはずなんで、その確認もお願いいたします。

○契約施設整備課長（佐藤 圭次君） そうですね、確認をさせていただきます。

○議長（佐藤 孝昭君） ここで暫時、休憩いたします。

午前10時55分休憩

.....

午後 0 時29分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

5 番、高田龍也議員の 2 回目の質疑の再返答のところから始めたいと思います。返答のほうをよろしくをお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 先ほど高田議員から御質問がありました仮契約書中、変更契約事項のうち、「2、建設発生土の搬入先等、設計図書のとおり」というところを抹消しておりましたが、これは抹消することが間違いでございました。大変申し訳ありません。心からおわびを申し上げます。

つきましては、この仮契約書、工事請負契約の変更について、この仮契約書について訂正をお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 訂正につきましては、後ほど協議したいと思います。

ほかに質疑はございませんか。小山議員。

○議員（4 番 小山 和義君） この変更理由の中に、「利用基準を満たさず」とあるのですが、その基準が満たされていないということを、どのようにというか、どこで判断したかということと、これだけの、やっぱり土を搬出、搬入するって、すごい経費がかかると思うのですが、それと土壌改良した場合の試算を比較された上で、こちらを選ばれたのか、そこをお聞きしたいです。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

まず、土質の基準という部分なんですけれども、基準は、盛土工指針から引用をしております。その中で、通常施工できる基準の数値以下の数値が現場の発生土の試験結果で出たために、今回、土の入替えという形になったところなんですけれども、なぜ置き換えにしたのかということなんですけれども、土壌改良も検討をいたしました。石灰等による土の攪拌ですね、土の改良のほうを計画をしたところではあるんですけれども、現地周辺の宅地及び水田等の粉塵等の影響が出てくると判断し、置き換えの工法の設計を採用したところであります。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はございませんか。鷲野議員。

○議員（11 番 鷲野 弘一君） 今回、これ契約を結ぶ際に、事前計画というのを立てていると思うんですけれども、その際に、土質の検査等も行っていると思うんですけれども、それは一体どうなっていたのかと。掘らなきゃ、これ分からなかったのか。

また今回、契約の変更を、また追加で出てきましたけれども、これの詳しい内容というのを、

こういうやっぱり書類を出すときに、ただ書類だけ出て、約3,100万円、ぽっと上がるんじゃないくて、その内容はどうですという、その事業内容を書かなければ、我々も検討しろと言っても検討ができないんですけれども、その辺、どうお考えなのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） お答えいたします。

まず、設計時に、事前調査としてはボーリング調査が必要になるかと思うのですが、ボーリング調査を仮にした場合、約5か所程度で1,000万円以上の金額と、2か月から3か月間の工期が必要となっております。

また、設計時、踏査、現場に行って、のり面等を確認したときに、硬そうな層が目視で確認できたため、今回の当初設計となりました。

今回の事象については、調査結果が仮に事前に分かったとしても、土の入替えという工程が発生しますので、工期の短縮と調査費用の節約ができたと考えております。

それと次に資料のほうなんですけども、今回、この臨時議会にかけるに当たって、1日で終わるという形の中で、議案の資料として、資料の中身の部分が少ないというか、詳しい説明がないという部分に関しましては、今後、きちんと皆様に分かるような形の書類をつけて、議案として提出していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（11番 鷲野 弘一君） 今回、今言いましたのも、先ほど高田議員が、その質問の中で、土はどのくらい出して、どのくらい入れるかということを書いて、初めて土の量が分かったと。そういうふうな作業が、だから原因として、何が原因でこういうようなことをしなければいけないかということ初めて分かったようなもので、それがなかったら、何を私たちが基本に検討するのか、検討内容すら分からないで、ただ単に変更だけでは困りますので、今後、やはりこういう問題は、ぜひともそういうふうな内容について、付け加えを、ぜひともお願いしたいということをつけ加えます。答えは結構です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わりたいと思います。

追加日程第1. 議案第44号「工事請負契約の変更について」の訂正の件について

○議長（佐藤 孝昭君） ただいま市長より、議案第44号「工事請負契約の変更について」の訂正の申出がありました。「工事請負契約の変更について」の訂正の件の日程を追加し、追加日程第1号として、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。「工事請負契約の変更について」の訂正の件を、追加日程第1号として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

事務局、資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（佐藤 孝昭君） 審議に入ります前に、議案第44号「工事請負契約の変更について」の訂正の件を議題といたしますが、執行部におきましては、議案の上程に当たっては、緊張感を持って、十分精査の上、提案するよう、厳重注意をしておきたいと思います。

それでは、日程第1、議案第44号「工事請負契約の変更について」の訂正の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号「工事請負契約の変更について」の訂正の件については、これを承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号「工事請負契約の変更について」の訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

それでは、変更しました議案での質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、変更しました議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

これで、令和8年第1回由布市議会臨時会を閉会をいたします。御苦労さまでした。

午後0時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員